

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和二年三月二十六日

経済産業大臣 梶原 弘志

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
〇三一〇〇一	平成十四年 二月十四日	令和元年十 月三十一日	質量計第二 類	富士計器製造株 式会社本社工場	群馬県桐生市新宿三 丁目四番七号